

札幌市体育施設条例の一部を改正する条例案

令和 7 年（2025 年）11 月 26 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市体育施設条例の一部を改正する条例

札幌市体育施設条例（昭和 41 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表 1 札幌市麻生球場の項の次に次のように加える。

札幌市新琴似スポーツ広場	札幌市北区新琴似町
--------------	-----------

- (2) 別表 2 中

「

札幌市月寒屋 外競技場	ラグビー 場及び附 属施設	4 月 29 日 から 10 月 15 日まで	午前 8 時 30 分 から午後 5 時 3 0 分まで	
----------------	---------------------	-------------------------------	------------------------------------	--

」

を

「

札幌市新琴似 スポーツ広場	多目的広 場	4 月 29 日 から 10 月 15 日まで	(1) 4 月 29 日 から 8 月 31 日まで 午前 9 時から午後 6 時まで (2) 9 月 1 日か ら 10 月 15 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで	
------------------	-----------	-------------------------------	--	--

	パークゴルフ場	4月29日から10月31日まで	(1) 4月29日から8月31日まで 午前9時から午後6時まで (2) 9月1日から10月31日まで 午前9時から午後5時まで	
札幌市月寒屋外競技場	ラグビー場及び附属施設	4月29日から10月15日まで	午前8時30分から午後5時30分まで	

」

に改める。

- (3) 別表3中6の表を7の表とし、5の表を6の表とし、4の表を5の表とし、3の表を4の表とし、2の表の次に次の1表を加える。

3 札幌市新琴似スポーツ広場

区分			使用料	
			単位	金額
多目的 広場	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する 場合	一般	1 時間につき	2, 6 0 0 円
		学生		1, 3 0 0 円
	上記以外の場合			5, 3 0 0 円
パーク ゴルフ 場	一般（高校生を含む。）		1 人 1 回 につき	3 3 0 円
	中学生以下			1 6 0 円
	高齢者			2 3 0 円

	回数券使用	一般（高校生を含む。）	回数券6枚つづり	1, 650円
		中学生以下		800円
		高齢者		1, 150円

備考

- 1 「学生」とは、スポーツの競技者が学生（児童及び生徒を含む。）のみで構成される団体をいう。
- 2 使用時間が単位時間に満たない場合であつても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。
- 3 供用時間を超過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間1時間までごとに付き、1時間当たりの使用料を2割増した額を加算する。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 5 「1回」とは、18ホールの使用をいい、使用ホールが18ホールに満たない場合であつても、18ホールの使用をしたものとみなす。
- 6 備付物件の使用料は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の札幌市新琴似スポーツ広場に係る使用承認等の手続、使用料又は利用料金の支払手続その他札幌市新琴似スポーツ広場を供用するために必要な準備行為は、改正後の札幌市体育施設条例の規定の例により、同日前においても行うことができる。

（理 由）

新琴似スポーツ広場を設置し、その使用期間、供用時間及び使用料の額を定めるため、本案を提出する。